

第13号議案 令和8年度長崎市一般会計予算

目次

(予算科目)

【6款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費】

(事業名)

(予算説明書)

農業委員会委員選定審査会費 P 2～4

P-206～207

農業委員・推進委員活動費 P 5～8

//

農業委員会

令和8年2月

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
206~207	6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	2-1	農業委員会委員選定審査会費	千円 155

1 現状(と課題)

令和8年7月19日に現農業委員が任期満了を迎えるため、新しい農業委員を市議会の同意を得て任命する必要がある。過去において、農業委員は、公職選挙法の準用による公選制によって選出されていたが、平成27年に農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴って公選制が廃止され、市町村長による任命制とされている。

そのため、地域の代表という側面を残すとともに、公正・透明な手続を経て委員が任命されることとなるよう、任命にあたっては、公募の手続きを行ったうえで結果を公表し尊重することとされている。

2 事業概要

公募期間に、推薦・応募のあった者から、農業委員として農業に関する識見を有するなどの適格性を審査するため、附属機関である「長崎市農業委員会委員選定審査会」に諮り、農業委員候補者を選出する。

なお、選出後は市長へ審査結果を報告し、その後6月市議会において同意の議案を提案する。

【参考】長崎市農業委員の定数 19人

(長崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例)

3 事業内容

長崎市農業委員会委員選定審査会を開催し、選定基準を決定するとともに、推薦者・応募者の適正な審査を実施することで公正性及び透明性を確保する。

- 1 事業名：農業委員会委員選定審査会費
- 2 事業費：155千円(報酬、費用弁償ほか)
- 3 開催回数：3回

【附属機関の概要】

(1) 名称	長崎市農業委員会委員選定審査会
(2) 担当事務	本市の農業委員会の委員の選定に関する必要な事項の審査に関すること。
(3) 委員構成	5人以内(学識経験者、農業関係団体を代表する者、商工業関係団体を代表する者、農業委員会の委員であった者)
(4) 審議事項・内容	農業委員会の委員の選定について ア 選定基準の決定について イ 農業委員候補者の審査について ウ 選定した委員の市長への報告について
(5) 任期	2年8ヵ月(令和8年4月1日～令和10年11月30日) ※今回のみ特例期間
(6) 報酬	会長 日額 8,800円 委員 日額 7,900円

4 スケジュール

	R7年度			R8年度 (任期満了7/19)					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
農業委員等の 公募		 公募期間(2/2~3/3)							
選定審査会		 ・委員就任の事前調整 ・審査会の事前準備			 審査会開催(4月中に3回)  市長へ審査結果報告				
市議会						 6月市議会 ・同意を求める議案審議			 9月市議会 ・新農業委員紹介
農業委員会							 臨時総会(辞令交付ほか)		 7月総会(最適化推進委員委嘱ほか)

5 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債※1	その他※2	一般財源
千円 155	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 155

予算説明書					事業名	予算額
ページ	款	項	目	番号		
206~207	6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	2-2	農業委員・推進委員活動費	千円 35,615

1 現状(と課題)

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき設置された行政委員会として、農地の適正利用と農業振興において中核的な役割を担っており、業務としては、農地法に基づき、農地の売買や貸し借り、農地を農地以外に転用する場合など、農地の権利移動などに関する許可・進達業務が主たるものとなる。

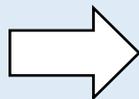
その他にも、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)に係る業務が必須業務になったところである。

この必須業務に対応できる体制とするため、区域ごとに新たに農地利用最適化推進委員が置かれ、農業委員と連携して取り組む体制が整備された。

2 事業概要

農業委員会総会において議決権を行使し農地の権利移動の許可等の審議・決定を行うことを主な役割とする農業委員19人と、担い手への農地利用の集積・集約化など担当区域において現場活動を行う、農業委員会から委嘱された農地利用最適化推進委員24人への報酬等を支給する。

委員報酬



月額報酬



年額報酬

※農地利用の最適化推進に係る活動実績に応じて国の交付金の交付額内で支給

3 事業内容

(1) 委員報酬 【29,451千円】

【内訳】

ア 月額報酬 (21,921千円)

会 長: 752,400円 (62,700円/月×12月×1人)

農業委員: 10,281,600円 (47,600円/月×12月×18人)

推進委員: 10,886,400円 (37,800円/月×12月×24人)

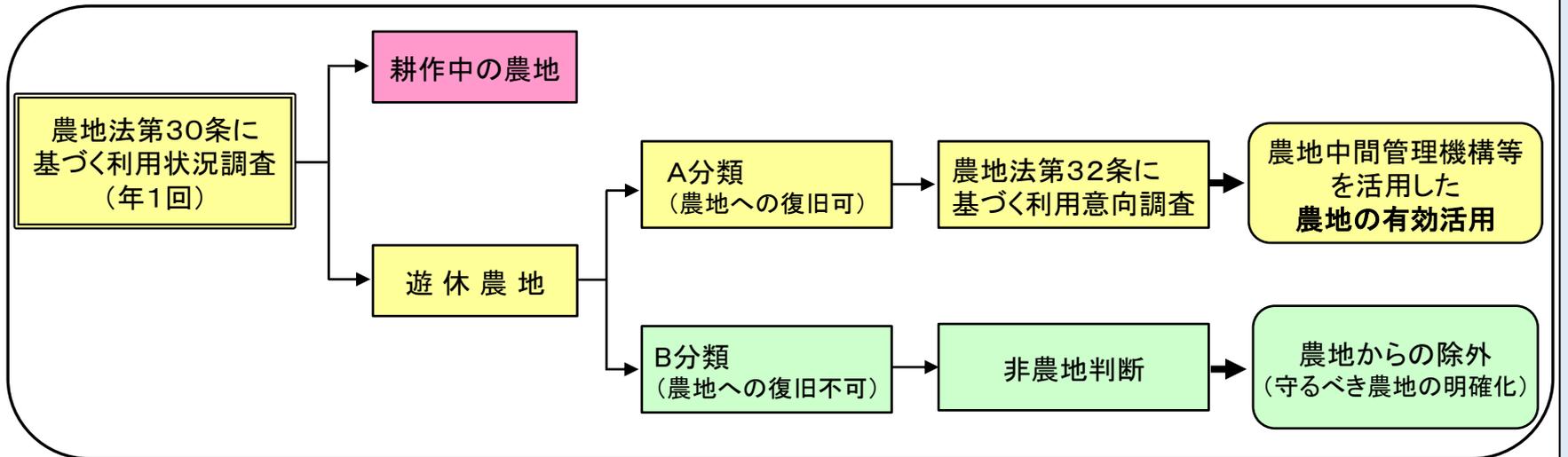
イ 年額報酬 (7,530千円)

※国からの交付金を委員43人に配分

(2) 農地の利用状況調査、利用意向調査及び非農地判断 (報酬、通信運搬費ほか) 【1,215千円】

ア 農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地法第32条に基づく利用意向調査

イ 山林化により農地への再生が困難な場合の非農地判断

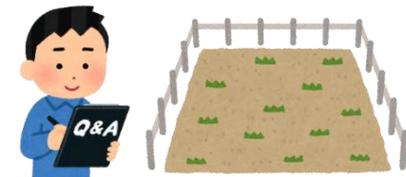


3 事業内容

(3) 農地等利用の最適化の推進活動（通信運搬費、賃借料ほか）

【872千円】

- ・ 委員による日々の「農地の見守り」活動及び「仲間への声掛け」活動により、担当地域の農地や農家の状況を把握し、当該活動内容を記録
- ・ 関係機関と情報共有を図り、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消



(4) その他の活動（旅費、使用料及び賃借料ほか）

【4,077千円】

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金 ※1	地方債	その他 ※2	一般財源
千円 35,615	千円 —	千円 9,612	千円 —	千円 3	千円 26,000

※1 長崎県機構集積支援事業交付金 及び 長崎県農地利用最適化交付金【補助率:定額】

※2 保険料個人負担金

【参考】

農業委員及び農地利用最適化推進委員の主な業務

事 項		主な業務
(1) 農委法第6条第1項に基づく業務 (農地法その他の法令による、農業委員会の権限事項)		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月総会へ出席し、農地の権利移動や転用等の許可審議 ・農地の権利移動や転用等に係る現地確認
(2) 農委法第6条第2項に基づく業務 (農地等の利用の最適化の推進)	①担い手へ 農地利用の 集積・集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者等への農地の意向調査 ・農地の出し手と受け手の調整 ・農地中間管理機構との連携活動 ・地域(集落)における話し合いへの参加 ※ 話し合いの場での中心的な役割を担う
	②遊休農地の 発生防止・ 解消	<ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロール(農地利用状況調査) ※重点月間:8月 ・遊休農地の利用意向調査 ※重点月間:11月～2月 ・遊休農地の活用についての相談活動 ・非農地判断業務
	③新規参入の 促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者、新規参入者への相談活動 ・新規就農者、新規参入者の農地確保に向けて、農地所有者や地域との調整
(3) 農委法第6条第3項に基づく業務		<ul style="list-style-type: none"> ・農業全般に関する情報提供等 (農委だより発行、農業者年金普及推進 など)
(4) 農委法第38条に基づく業務		<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の利用の最適化の推進に関する施策等について長崎市へ意見書を提出(年1回)